

社会福祉法人仲よし福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仲よし福祉会（以下「法人」という。）定款8条及び第21条の規定に基づき、法人の役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、法人の理事、監事、及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

(役員等の報酬総額)

第3条 理事及び監事に対しては、各年度の総額が1000万円を超えない範囲で、評議委員会において定めるこの規定に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 評議委員会に対しては、定款8条に規定するとおり、各年度の総額が 10万円を超えない範囲で、評議委員会において定めるこの規定に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(理事長の報酬及び費用弁償)

第4条 役員の内、理事長の報酬については、別表1により月額で支払うことができる。

なお、理事会及び評議委員会への出席または法人運営に係る理事長職務などを合わせて1カ月当たり8日以上勤務することとする。

2 理事長を兼務する法人職員に対しては、法人で定めた職員給与（賃金）等を支払うこととし、この規定による理事長の報酬等は支払わないこととする。

(役員等の報酬及び費用弁償)

第5条 役員等（理事長を除く）の報酬及び費用弁償については、理事会または評議委員会、並びに法人運営に係る役員等の業務に携わったときに、別表2により日額で支払うことができる。・

2 役員を兼務する法人職員に対しては、法人で定めた職員給与（賃金）等を支払うこととし、この規定による役員の報酬等は支払わないこととする。

(出張を伴う業務の報酬及び費用弁償)

第6条 役員等がそれぞれの立場で、第4条から第5条までに規定する業務に出張を伴う形で携わるときは、別表3により報酬及び費用弁償を支払うことがで

きる。

2 役員を兼務する法人職員に対しては、法人で定めた職員給与（賃金）等を支払うこととし、この規定による役員の報酬等は支払わないこととする。

（報酬及び費用弁償の支給）

第7条 理事長への報酬及び費用弁償の支給方法及び支給日は、常勤職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

ただし、役員等（理事長を除く）への報酬及び費用弁償については、現金による都度払いとする。

（改正）

第8条 この規定を変更しようとするときは、定款第8条及び第21条による評議委員会の決議を得なければならない。

（公表）

第9条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法人法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（雑則）

第10条 本規程に定めのない事項については、別に定める。

附則

（役員の報酬等に関する規定の廃止）

平成13年4月1日施行の「役員の報酬等に関する規定」は廃止する。

附則

この規定は、令和5年7月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1(4 条関係)

	主な業務	報酬額等
理事長	理事会、評議員会への出席ほか 法人運営に係る理事長業務	報酬額は、月額 50 万円とする。 1 力月当たり 8 日以上勤務する。
	法人運営事務に関する業務	報酬額は、月額 5 万円とする。 1 力月当たり 8 日以上勤務する。

(注1) 報酬額は、費用弁償（交通費）相当を含んだ額とし、源泉徴収税を含む

別表 2(5 条関係)

	主な業務	報酬額等
役員等 (理事長を除く)	理事会、評議委員会への出席ほか 法人運営に係る役員等の業務	報酬額は、日額 5 千円
監事	会計監査	報酬額は、日額 2 万 5 千円

(注1) 報酬額は源泉徴収額を含む、

(注2) 費用弁償（交通費）は市内居住者には支給しない。市外居住者には 5 千円支給する。

別表 3(6 条関係)

	主な業務	報酬額等
理事長	出張を伴う第4条に規定する法人運営に係る理事長業務	報酬は支給しない。費用弁償については、交通費及び宿泊費の実費を支給する。
役員等 (理事長を除く)	出張を伴う第5条に規定する法人運営に係る役員業務	報酬額は、出張 1 回当たり 1 万円費用弁償については、交通費及び宿泊費の実費を支給する。

(注1) 報酬額は源泉徴収額を含む、

(注2) 費用弁償は、自宅を起点・終点とする出張先までの経済的・合理的な経路及び方法による往復の交通費と宿泊を伴う場合の宿泊費（1 泊 2 日）の実費合計額とする。